

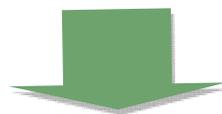
渋川市の新型コロナウイルス5類移行後の 対応について

群馬県渋川市

I 新型コロナウイルスの感染症法上の分類

令和5年5月7日まで

分類	入院勧告 行動制限	医療提供体制	医療費負担	感染者数
2類相当	あり	発熱外来や指定医療機関	全額公費負担	全数把握 (毎日)



令和5年5月8日から

分類	入院勧告 行動制限	医療提供体制	医療費負担	感染者数
5類	なし	原則全ての医療機関	原則自己負担	定点把握 (週1回)

Ⅱ 渋川市の対応

- 5月8日から新型コロナウイルスの**感染対策**について、市として一律の対応は求めません。
- 5月8日からの**感染対策の実施**については、個人や事業者の自主的な判断で行うこととなります。

1 外出行動制限等

5 / 7まで	5 / 8から
<ul style="list-style-type: none">・感染症法に基づき、陽性者7日間、濃厚接触者5日間の外出制限があります。・感染症法に基づき、療養期間中の就業制限があります。	<ul style="list-style-type: none">・感染症法に基づく外出制限はありませんが、「陽性者」は、発症後5日間、かつ、症状軽快後24時間経過するまでは、外出自粛を推奨します。「濃厚接触者」は、法律に基づく自粛は求められていません。・感染症法に基づく就業制限はありませんが、職場、学校等への復帰の時期については、ご自身の所属先である職場、学校等の規定に従ってください。

マスクの着用は3 / 13から個人の判断を尊重

2 保健医療の対応

	5 / 7まで	5 / 8から
医療提供体制	発熱外来や指定医療機関で対応	原則全ての医療機関で対応
医療費負担	全額公費負担	原則自己負担
ワクチン接種	市による接種体制 (全額公費負担 令和6年3月31日まで継続)	
相談体制	渋川地区発熱相談センターで対応	5月9日から廃止
	群馬県：受診・相談コールセンターで対応 24時間体制 電話：0570-082-820	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月末まで現状の体制で継続 ・ 6月以降は変更の可能性あり

群馬県：療養者への食料配送 令和5年3月31日終了

渋川市：濃厚接触者物資支援 令和5年3月31日終了

3 市有施設の対応

5 / 7まで

基本的な感染症対策

- ・換気 ・検温
- ・手指消毒 ・人との距離を確保
- ・マスクの着用は個人の判断を尊重

・医療従事者への応援横断幕、警戒ポスター等の張り出し

・短縮運営

・換気、消毒の庁内放送

・椅子の間引き、来庁者対応後の机等の消毒

5 / 8から

通常運営

・換気・手洗いの推奨

・マスク着用は個人の判断とすることのポスターを掲示

職員のマスク着用については、原則、個人の判断とします。
ただし、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面ではマスクの着用を推奨します。

4 教育（学校等）の対応

5 / 7まで

5 / 8から

保育所
幼稚園等

学童保育所

小学校

中学校

基本的な感染症対策

- ・換気
- ・検温
- ・手指消毒
- ・人との距離を確保
- ・マスクの着用は個人の判断を尊重

国や県の方針に準じて対応